

地域密着型通所介護の利用上の注意点

利用定員 18 人以下の通所介護（デイサービス）は、平成 28 年 4 月から「地域密着型通所介護」となり、原則所在地の区市町村の被保険者のみが利用できるサービスに変更となりました。

西東京市の被保険者の方が、市外の地域密着型通所介護を利用する場合の注意点をまとめました。

1 提携している自治体に所在する場合

地域密着型通所介護を相互に利用できるように西東京市では、隣接している武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市と協定書を締結しています（ここでは「提携している自治体」と表記。）。市内の地域密着型通所介護と同様の利用が可能です。

2 提携していない自治体に所在する場合

相互利用の協定書を締結していない自治体（ここでは「提携していない自治体」と表記。）の地域密着型通所介護を利用する場合は、西東京市を通じて事業所が所在する自治体の許可（同意）が必要となります。したがってこの許可（同意）が下りないままデイサービスを利用してしまうと介護保険を使えず、全額自己負担となってしまう場合がありますので、十分ご注意ください。

提携していない自治体とは具体的には、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市の4市以外の全ての区市町村のことをいいます。

※1、2いずれの場合も各事業所の方で西東京市の事業所の指定手続きが別途必要となります。